埼玉県自動車販売店協会 会 則

沿革

昭和 2 5 年 6 月 5 目制定昭和 4 3 年 5 月 2 7 日改正昭和 5 3 年 2 月 1 7 日改正昭和 5 5 年 5 月 2 1 日改正昭和 5 7 年 5 月 2 8 日改正平成 7 年 2 月 1 日改正平成 7 年 5 月 2 4 日改正平成

第 1 章 総 則

第 2 章 事 業

第 3 章 会 員

第 4 章 役員及び事務局

第 5 章 部会及び協議機関

第 6 章 会 議

第 7 章 会 計

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この会は埼玉県内の自動車の普及を促進し、販売業の健全な発展 に資すると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、埼玉県自動車販売店協会という。

(地区及び事務所)

第3条 この会の地区は埼玉県一円とし、事務所をさいたま市に置く。

第 2 章 事 業

(事業)

- 第4条 この会は、第1条の目的を達するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 自動車の普及発達の促進
 - (2) 自動車販売事業における健全経営の推進
 - (3) 自動車に関する調査及び諸統計の作成
 - (4) 会員相互の親睦
 - (5) 会員従業員の福利厚生
 - (6) 官公庁及び関係団体との連絡
 - (7) その他この会の目的を達するために必要な事項

第 3 章 会 員

(会員となることができる者)

第5条 次に掲げる者は、会員となることができる。

- (1) 地区内に事業場のある自動車特約販売店
- (2) 地区内にある、自動車製造業者の営業所

(入会申込)

第6条 この会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を会長に 提出し理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

(会員の資格)

第8条 会員の資格は、入会手続きをなし且つ会員名簿に登録されたときから生ずる。

(議決権等)

第9条 会員は各々一個の議決権を有する。

(退 会)

第10条 退会しようとする者は、退会届を提出しなければならない。

(権利の喪失)

第11条 退会した者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付し た金銭その他のこの会の資産に対し何等請求することができない。

第 4 章 役員及び事務局

(役員)

第12条 この会に次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 6名以内

専務理事 1名

理 事 20名以内(会長、副会長、専務理事を含む。)

監 事 2名以上3名以内

(役員の選出)

- 第13条 役員は総会の決議により会員及び自動車に関し学識、経験を 有する者より選任する。
 - 2. 会長、副会長、専務理事は理事会で互選する。

(役員の職務)

- 第14条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - 3. 専務理事は会長及び副会長を補佐してこの会の会務を掌理する。
 - 4. 理事は理事会を組織して会務を執行する。
 - 5. 監事は民法第59条に定める職務を行う。

(役員の任期)

- 第15条 役員の任期は2ヶ年とする。但し、重任を妨げない。
 - 2. 補欠又は増員により就任した役員の任期は、就任した日から前任者又は、現任者の任期が終了する日までとする。

(顧問及び相談役)

- 第16条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。
 - 2. 顧問及び相談役は、理事会の決議により会長がこれを委嘱する。
 - 3. 相談役は諸会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

- 第17条 この会の事務を処理するために事務局を置く。
 - 2. 事務局に関する規定は、理事会で別に定める。

第 5 章 部会及び協議機関

(部 会)

第18条 この会に部会を置くことができる。

(協議機関)

第19条 この会の事業の円滑な遂行をはかるため業務別の協議機関を 設けることが出来る。

第 6 章 会 議

(会議)

- 第20条 会議は総会及び理事会とする。
 - 2. 会議は全て会長が招集し、議長となる。

(総会)

- 第21条 総会は通常総会及び臨時総会とする。
 - 2. 通常総会は、毎年2月に、臨時総会は、会長が必要と認めた時に招集する。

(総会の招集)

第22条 総会の招集は、会議の目的となっている事項、日時及び場所を 示した書面で開催の7日前までに会員に通知しなければならない。

(総会に附議する事項)

- 第23条 次の事項は総会の議決を経なければならない。
 - (1) 会則の改正
 - (2) 役員の選任
 - (3) 事業計画及び収支予算の決定
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認
 - (5) 会費の額及び徴収の方法
 - (6) その他この会の運営に必要な重要事項

(総会の決議方法)

第24条 総会は総会員の過半数の出席により開催し、議事は、出席会員 の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決権の行使)

第25条 会員は議決権の行使を代理人に委任し、又は書面で行うことが できる。

(議事録)

- 第26条 この会に議事録を備えなければならない。
 - 2. 議事録には次に掲げる事項を記載して、議長及び出席会員2名以上が署名押印し、保存するものとする。
 - (1) 総会開催の日時及び場所
 - (2) 会員の総数及び出席会員数
 - (3) 議事の項目
 - (4) 議事の経過及びその結果

(理 事 会)

- 第27条 理事会は理事で組織し、会長が必要と認めたときに招集する。
 - 2. 会長は、理事会に監事の出席を求めることができる。

(理事会に附議する事項)

- 第28条 理事会は、次の事項を決議する。
 - (1) 会務の執行に関する事項
 - (2) 総会から委任された事項
 - (3) 総会に提出する議案
 - (4) その他重要な事項

(理事会の決議方法)

第29条 理事会は理事の過半数が出席し、議事は出席理事の過半数で 決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 章 会計

(会計年度)

第30条 この会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に 終る。

(会計)

第31条 この会の経費は、会費、寄附及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第32条 会長は、毎会計年度の終了とともに、次に掲げる書類を作り、 監事の監査を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
- 第33条 監事は前条の書類を受理した時はこれを監査し、意見書を附して会長に報告しなければならない。
 - 2. 会長は、前条の書類及び前項の監事の意見書を総会に提出して承認を得た後、これを事務所に備えつけなければならない。